１　開会

２　会長あいさつ

３　会場運営上の説明

（１）会議録作成のため、レコーダー等で録音をする件

（２）会議の公開を行う件

４　議題

（１）第２期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画案について

事務局：＜説明資料＝資料３・資料４＞

資料３及び資料４をご用意いただきたい。

幼稚園、保育所、認定こども園等の「就学前教育・保育」施設については、令和３年７月に策定した「第１期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」に沿って、再編整備を進めている。第１期計画の期間が令和７年度までであることから、令和８年度を始期とする「第２期計画」の策定を進めているところである。前回、８月２６日に開催した令和７年度第１回の子ども・子育て会議では、「第２期計画」の策定方針をご報告し、計画の素案をお示した。

前回会議以降、市の関係部局の職員で構成する子ども・子育て施策推進会議において、協議し、調整した計画案が、本日お示ししている内容である。前回お示しした内容から、時点修正や軽微な文言修正を加えたものである。大きな変更はなかったが、前回は策定方針の説明のみで、計画素案の説明は割愛したため、改めて計画案を説明したい。

資料３の１ページ目、目次をご覧いただきたい。計画の構成は、大きな項目１、２として、計画策定の趣旨、位置付け及び期間について、３として、第１期計画の成果と課題を記載している。また、４には、京田辺市の就学前教育・保育を取り巻く現状と課題をあげた後に、５として第２期計画の方向性、小学校ごとの再編整備計画を立てている。最後、６で再編整備とともに取り組む内容を記載している。

２ページをご覧いただきたい。

この計画は、平成２９年９月に策定した「こどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針」で京田辺市内の北部・中部・南部の生活圏ごとに市立の幼保連携型認定こども園を配置した上で、小学校区を基本に市立幼稚園・保育所の再編・集約を進めることとしており、これを具体化するために策定した「第１期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」の次期計画となるものである。

計画期間は令和８年度から１２年度の５年間、市の「第４次総合計画」のほか、こども施策を束ねた「こども計画」、その他の関連計画の内容との整合を図っている。

続いて、３ページから４ページには、第１期計画の成果を記載している。主な内容としては、①のところ、大住幼稚園を全面的に改築して、北部地域の拠点となる初の市立幼保連携型認定こども園「大住こども園」を整備した。また、中部地域では、令和７年４月に田辺東幼稚園と河原保育所を統合し、中部の拠点「河原こども園」を整備した。これらと並行して、０～２歳児を受け入れる民間小規模保育事業所等を整備し、民間施設での受け入れ枠を確保した上で、令和６年４月に河原保育所分園を本園へ、令和７年４月には南山保育所を三山木保育所へそれぞれ統合した。

また、②では、施設を統合する際の考え方として、一定の集団規模を確保することとし、調整した。さらに、③としては、拠点となる公立こども園の機能強化につとめた。

一方で、５ページ、第１期計画の課題としては、草内小学校区の就学前施設について、令和７年度から草内保育所の３～５歳児部分を草内幼稚園へ統合し、幼保連携型認定こども園へ移行するとともに、草内保育所は、３～５歳児部分の施設の減築を行い、現在の場所で０～２歳児のみを受け入れる保育所とすることとしていた。しかし、第１期計画期間中に整備した民間小規模保育事業所等からの卒園児の受け入れ枠の不足が市内中南部地域を中心に、当面の間、見込まれたため、再編整備を一旦見合わせることとなった。３～５歳児の受け入れ枠を確保しつつ、耐震基準を満たしていない施設の統廃合を進めるため、新たな幼保連携型

認定こども園の整備を進めるべく、令和６年度に草内保育所の近隣地に「(仮称) 草内こども園」の整備用地を確保したため、早急に整備をしていく必要がある。草内こども園については、後ほど進捗をご報告する。

また、令和９年４月に行う「松井ケ丘幼稚園の大住こども園への統合」について、円滑に進めていくことが求められている。一方、さらに高まっている１・２歳児の保育ニーズへの対応のため、民間活力を活用した小規模保育事業所等の整備を柔軟に進める必要がある。

これら第１期計画の課題と、６ページから１９ページに記載している、京田辺市の就学前教育・保育を取り巻く現状と課題を踏まえ、２０ページから「第２期計画」の内容としている。

２０ページをご覧いただきたい。

（１）再編整備の方向性は、前回ご報告した策定方針の内容を転記している。二つ目の〇には松井ケ丘幼稚園の統合時期、三つ目の〇では薪幼稚園の認定こども園化、四つ目の〇では草内こども園の整備、最後、五つ目の〇では将来的な園区のあり方について検討することにふれている。

また、②では、多様化する教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、さらなる民間活力を活用した整備を進める方針であるため、こちらで取り上げている。

２１ページ、③では、令和８年度から実施する「こども誰でも通園制度」の受け皿の確保について取り上げている。こちらについても、後ほどご説明させていただく。

中段からの、(２) 小学校区ごとの再編整備計画については、第２期計画期間中に、動きを予定している部分を取り上げてご説明する。２７ページのチャートとあわせてご確認いただきたい。

２２ページ、②松井ケ丘幼稚園の大住こども園への統合について、令和９年４月を予定している。同じく２２ページ下段③田辺幼稚園の休園について、令和８年度となっている。２３ページ、一番下の⑤薪幼稚園のこども園化は令和９年度から、２４ページ、中段の⑥草内幼稚園、草内保育所の草内こども園への統合につい

ては、こちらも令和９年４月を予定している。おおまかであるが、これらが第２期計画期間中に予定している動きである。

２５ページ・２６ページの三山木小学校区、普賢寺小学校区については、当面の間は、現施設での運営を継続していく。

最後に３０ページ、再編整備とともに市内全ての就学前教育・保育の質の向上を高めるための取り組みなどを取り上げて記載しているため、あわせて取り組んでまいりたいと考えている。

以上が、計画案の説明である。

前回お示しした素案から大きな変更はないため、この内容で資料４の実施要項のとおり１２／１２（金）から１／１１（日）の期間、パブリックコメントの実施を予定している。

何かお気づきの点等あれば、１２月１２日～１月１１日までの間、パブリックコメントを実施しているので、期間中にご意見としてあげていただくようお願いしたい。

説明は、以上である。

会　長：　ただいまの説明について、ご質問・ご意見はいかがか。前回の会議で方針はご確認いただいたが、具体的になってきたので、確認しておきたいこと等はいかがか。

委　員：　方針について意見がある訳ではないが、最近保育の監査等で施設を回ると、京田辺市内ではなくとも、保育士の人員の確保が難しく、施設の園児の定員は決まっているが、定員に満たない数で回さざるを得ない。しわ寄せがくるのが、結局保育士の人数が必要な、保育士が１人当たり見る人数が少なくなる０歳児クラスで調整をしているという園をそれなりの割合で見かける。今のニーズと定員数のところで言うと、定員超過で受け入れる予定だということで、この施設定員に対して保育士の人員配置については、人員の確保が問題なくできるのか、現状の職員数も含めて見解を教えていただきたい。

会　長：　保育者の確保は非常に重要である。もう今年の採用枠も決まっていると思うが、事務局からいかがか。

事務局：　定員枠の整備はこちらの計画で設定しており、そこに保育者の人数を満たすことができれば、問題なく保育施設の運営ができる

という見込みの計画である。ご指摘いただいたように、現在の人材の確保については、正規のプロパー職員のみでは確保ができないため、人材派遣会社等にもあたりながら、確保を図っている。決して余談を許せる状況ではない現実であるが、施設があるのに保育者がいないために受入れができないことは避けたいと基本的には考えているため、あらゆる方法を使って、人材の確保を迅速かつ優先的に進めているところである。

会　長：　やはり、もうどこの市町村でも保育者の取り合いである。京田辺市では、今年度の採用は大丈夫という理解でよいか。

事務局：　現在の当市の状況は、先週の金曜日に、来年度の保育所入所希望者の申込みを締め切らせていただいた。その結果と特別支援の加配等が必要なお子さんの受入れ状況によって保育者の数を見込んでいく必要があり、現在申込み結果の確認と当市の人事部局と保育者の人数の調整を行っているところで、現時点では回答できない。

会　長：　今後も保育者の必要な人数は増えてくるかと思うので、未来の保育者の掘り起こしをぜひやっていただきたい。

　他に質問はいかがか。

委　員：　地域の訪問で、お母さん達の声を聞いている中で、年度途中に保育所に入れないということを結構聞いている。この計画の中では、年度途中の保育希望も満たしていただける見通しという理解で良いか。

事務局：　本市の場合、年度当初は毎年待機児童ゼロを達成しているが、年度途中のお子さんをいかに受け入れていくかが一つの課題となっている。現状は、施設整備を行い、受入施設を増やしていくことで受入れを拡充させるという方向で対応している。本年１０月も、ほほえみ保育園のご協力を得て、保育ニーズの高い三山木地区で一つ小規模保育事業所を立ち上げたところである。開園して２か月ほどになるが、ほぼ定員が埋まっている。保育所を整備しては、定員がいっぱいになるというのを繰り返しているが、年度途中で立ち上げた保育施設が、定員いっぱいになるということは、年度途中の待機の対策につながっていると考えられる。引き

続き、年度当初の待機児童ゼロ、保育者の確保に努め、年度途中においても待機児童の減少に向けて受け皿の拡充に努めたい。

会　長：　他に質疑はいかがか。

委　員：　「なし」

（２）その他（(仮称）草内こども園の整備状況について）

事務局：＜説明資料＝資料３＞

第２期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画の説明で触れた（仮称）草内こども園の整備の進捗状況等についてご説明申し上げる。

さきほどの説明とも重なるが、第２期再編整備計画において、３～５歳児の受入れ枠を確保しつつ、耐震基準を満たしていない施設の統廃合を進めるため、草内地区においては、市立草内幼稚園と草内保育所を統合する形で、民間の活力により計画定員２００名規模の幼保連携型認定こども園を整備することとし、現在の草内保育所の南側約１００メートルのところに昨年度に整備用地を確保した。この用地を民間の事業者に貸し付け、こども園を整備・運営してもらう予定である。

まず、公立施設の統合先を民間による整備・運営とした理由について説明したい。現在、取り組んでいる就学前施設の統合・再編については、その基本的な考え方を「こどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針」において、平成２９年にお示ししているところである。その基本方針において、市北部・中部・南部の生活圏ごとに拠点となる公立の幼保連携型認定こども園を整備していくこと、老朽化が進んでいる施設や安全確保に問題のある施設は民間活力を導入しながら施設整備を行うこととしている。これらの考え方を踏まえた上で、大住こども園は北部地域の拠点、河原こども園は中部地域の拠点としての位置づけで整備した施設となる。

草内保育所については、草内幼稚園と併せて再編する上で、多様化する教育・保育ニーズへの対応をしつつ、良質な保育サービスを提供していくには０歳～５歳が一体となったフルサイズの

施設が必要であること、またその際の施設整備の費用においても民間施設への国の支援が相当手厚い一方、公立園で施設整備を行う場合には国の支援がほとんどない等の財政的な事情もあることから、民間活力を導入して保育環境の向上を図るものとした。

次に整備スケジュールについて説明したい。先ほどの再編整備計画の資料３２７ページのチャート図、中ほどをご覧いただきたい。令和９年４月を（仮称）草内こども園の開園予定とし、まずその段階で草内保育所の在園児が新設こども園に移る形で統合する。草内幼稚園については、令和８年度の３歳新入園児が卒園する令和１０年度末までは存続することとし、その時点をもってそのときの３歳児と４歳児の在園児が移る形で統合する予定である。

次に進捗状況について説明したい。本年６月に整備運営事業者の公募を行ったところ、京都市において幼保連携型認定こども園、認可保育所、小規模保育事業等、複数の就学前施設の運営実績のある、社会福祉法人みぎわ会から応募があったため、８月２０日に事業者選考委員会を開催し、主に運営実績・経営状況・施設整備計画・保育内容・安全管理等について審査を行ったところ、整備事業者として適当であると認められたため、社会福祉法人みぎわ会を整備事業者として決定した。

現在は、令和９年４月の開園に向けて、みぎわ会と施設整備等ハード面の調整と、保育内容等ソフト面の調整を順次進めているところである。今後は（仮称）草内こども園に移行していただく在園児・保護者が安心して新しいこども園に移行できるよう、適時、情報発信をしていく予定である。

説明は、以上である。

会　長：　京田辺市は、ここで大きく公から民へ移行している。やはり、在園児のお子さんがいる親御さんにとっては、保育内容が変わってくると思うので、そのあたりが非常に心配ではないかと思う。そのため、かなり丁寧な説明をしていかないと不安になってしまうと思うので、しっかりと情報発信をお願いしたい。

委員の方から、ご質問はいかがか。

委　員：　これから新しく施設の設計をされると思うが、そこの設計の主体は京田辺市がするのか、それともみぎわ会にお願いしていくのか、どういう形で協議をして進めていくかを教えていただきたい。市も理解いただいていると思うが、現場の保育士の先生の意向等を十分に反映していく必要があるかと思うので、そういう進め方をされているか教えていただきたい。

事務局：　今回設計等については、民設民営である。市は底地を手配し、基本的には社会福祉法人みぎわ会に設計を行っていただく形となる。ただ、当市の公立保育所・幼稚園の統合先となるため、認可等の手続きに齟齬がないよう、みぎわ会と定例的に会議を行っている。京都府の民間施設になるため、基準を満たしているか、保育のあり方等について十分協議を重ねて進めていく予定をしている。

事務局：　先ほどの説明に補足したい。

　認可手続きは、みぎわ会とソフト面とハード面の協議を進めていくが、一方で、令和９年４月に草内保育所が新設の草内こども園に移行することについて、懸念している。お子さんにとって、環境が大きく変わることになるため、いかに丁寧にみぎわ会の新設こども園につないでいくかが重要だと考えている。

　まずは、草内保育所・草内幼稚園の保護者のみなさんに、みぎわ会がどのような法人なのかを知ってもらうことが必要であるため、みぎわ会が作成しているＰＲ動画を月１回等定期的に配信等することで、みぎわ会の行っている保育・教育を伝えていく予定である。こども園への移行への不安を解消できるよう、更にみぎわ会との協議を進めていきたい。

会　長：　こどもにとっては、先生も保育所もすべて変わるので、かなり不安ではないかと思う。職員にとってもそうであるが、こどもたちが一番の主役であるため、スムーズな移行ができるように、移行前から丁寧に手続きを進めていきただきたい。

　他にご質問はいかがか。

委　員：　先ほど、人材確保のことをお話しされたが、学校現場も非常に人不足で、例えば市立幼稚園・保育所の先生方、人事交流等も含

めて人材確保について、ソフト面の移行と併せて他に計画があれば教えていただきたい。

事務局：　まず人事交流等について、会長からご指摘があったように、４月の段階で先生も施設もすべて変わるということに関しては、園児のみならず保護者の方にも大変な負担になると十分に認識しているところである。４月のスタートの際に、全く知らないこどもたちを受け入れるということはあり得ないと、みぎわ会と確認している。形態がどうなるかは今から詰めていくことになるが、少なくとも統合する数か月前の段階から、現在の草内保育所の施設にみぎわ会が事前に雇用した先生が入っていただくような形でスムーズに引き継ぎができればと思っており、現在みぎわ会と調整しているところである。

委　員：　現在、公立の園に勤務されている方が入れ替わるとどうなるかについて、上手く人事交流をして配置していかれる計画なのかという意味で聞いていた。

会　長：　つまり、市立草内保育所・幼稚園が民間園に移行するということは、今まで市立で勤務されていた先生方の働き先がなくなるということであるため、先生方のスムーズな人事異動について、計画されているか。

事務局：　草内保育所の、いわゆる担任の先生は、基本的に市の正規職員であるため、こども園への移行に関わらず、定期的な人事異動がある。他の保育施設においても、保育士の不足は深刻な状況であるため、正規職員については他の保育施設への異動が基本と考えている。一方で、延長の時間帯等はパート職員というような形の職員の雇用をしており、朝の７時からと夜７時までの時間帯の関係上、基本的には地元の家から施設まで近い方に勤務いただいている現状である。草内こども園への移行をすすめる中で、開園以降はみぎわ会も朝や夕方以降のパート職員を確保しなければならないため、みぎわ会がパート職員を募集する際に、市が紹介する形を考えている。強制的に移ってもらうことはできないため、新しい法人での勤務を打診し、繋ぎの役割を果たしていきたいと思っている。

会　長：　他に質問はいかがか。

委　員：　一つは、新しい草内こども園に移行した後に、やっぱり新しい園とは方針が合わず、保護者の方が転園を希望されることもあると思うので、転園について柔軟に対応していただければと思う。

もう一つは、保護者の方から聞いたことだが、育休中に通っている保育所を退園し、幼稚園に転園しなければならないケースがあると聞いている。その方がおっしゃるには、せっかくこどもを産んだのに、育休中ということで引き続き保育所に入れないのは、ハンディを背負った状態である。上の子にとっては、こどもを産まずに保育園を継続できた方が良かったのではないかという声が出てくるので、今回のこども園化では、育休中でも転園したくないという意向の方についても柔軟に対応していただけるといいなと思う。

事務局：　まず、保育内容が変わってしまうということに対して不安を覚える方は一定いらっしゃるかと思うが、今回公立園の統合先としてみぎわ会に引継ぎをしていく中で、市が積み重ねてきた保育方針や幼稚園部分の教育方針を断ち切るようなことはしないでほしいという内容を含めた協定を結ぶ予定である。そのため、今まで行ってきた公立園の保育の質や教育内容が担保されないということは基本的にないことに加え、民間園が持っている良さを合わせることでより良いものにしていく、ということで進めているところである。そのような説明を在園児の保護者の方には、丁寧に行っていく。

その上で転園希望の方がいらっしゃれば、現在のところは、今までの転園の手続きの定めがあるため、それに則ってお手続きを取っていただくことになる。

もう一点のご質問は、育休で、下のお子さんが保育所等に入れなかった場合、保育所等の２号枠で通園していた上のお子さんが、退園しなければならないというご指摘かと思うが、制度上、現実的にはそういう運用をせざるを得ない状況である。理屈では、なかなか保護者の方も納得いただきにくい部分があると思うが、現在定数に余裕がないという事情があるので、今のところは引き続

き保育を継続することは難しい状況である。もちろん、保護者の方のお気持ちとご意見はもっともなことだと現場は認識しており、私どもも、そのような説明を伝えるときには、非常に心苦しい思いでお伝えさせていただいている。現在のひっ迫状況が解消された際には、育休を取得しても引き続き保育が継続されるよう検討してまいりたい。

委　員：　本当に色々考えていただいているということは、重々分かるけれども、今回の草内こども園も民営化になるときに、園の方針が保護者と合わない場合は、ポイントの加算をして入りやすくするというのも一つかなと話を聞いていて思った。

あと、先ほど育休中の保護者の方の話で、例えば妊娠中であれば、働いているので、空きがあれば転園ができると思う。２歳児クラスの上のお子さんが小規模保育所に通っている場合、次の４月には違う園に行かなければならないと思うが、そのときに育休中だと、上のお子さんは保育所ではなく幼稚園にいかなければならない。このケースでは、育休に入る前の働いている期間であれば、幼稚園ではなく、普通のこども園に入れたと思うので、保護者の方に市からお話しいただければ、一旦幼稚園に入所しなければならないということは回避できたのかなと思う。

事務局：　おっしゃっていただいていることは、保育所の場合に起こりうることであるため、現在、幼稚園・保育所再編整備を進めており、こども園化を進めている。こども園であれば、１号と２号の移動だけで済むので、保護者の方に施設の移動をするような負担がかからない制度となっている。市としては、保育所の制度を変えることは難しいので、極力こども園化を早く進め、そういう不便がかからないように、再編整備計画では薪幼稚園等もこども園化を進め、負担を解消するよう進めているところである。

委　員：　今の話は小規模保育所に通園している子の話で、２歳児が終了したら、別の施設へ移動する必要があると思うがいかがか。

事務局：　育休中に小規模保育所の２歳児クラスが終了した場合、幼稚園には行けるが、保育園には行けない。しかし、こども園には入所することができるので、こども園に入所すれば、育休中は１号、

職場に復帰したら２号という時間だけの変更が可能となる。従前の一度幼稚園に入所して、職場を復帰するときに保育所に入りなおす、ということはなくなるという仕組みとなっている。

会　長：　保護者の方にそのあたりは分かりづらいので、やはり丁寧に説明をして、安心安全な形で次に移行できることを丁寧に説明した方が良いと思う。保育所やこども園という名前だけでは、どういうものか分からないという保護者の方がたくさんいらっしゃると思うので、丁寧に説明していただければと思う。

他に質問はいかがか。

委　員：　率直に、なぜこども園にしていくのかと疑問を持っていたが、先ほどの説明で納得できた。お子さんをお持ちの方はここまで深いことは、恐らく理解されていないと思う。先ほど会長もおっしゃっていたように、もっときちんとした説明が必要だと思う。私も地域の方や色々な知り合いの方に話を聞く機会があるが、行政の方の説明は、申し訳ないが、下手であり、伝わってこない。こちらが質問することに対し、違う質問が返ってきて、ずれたままのやり取りになっていたり、何か説明を受ける際に、正直冷たい説明をされたりするとも聞いている。市が良いように考えていただいていることも、この子ども・子育て会議に参加して初めて分かったことなので、一般の家庭の方には理解しづらいと思うので、説明の仕方を工夫いただけたらと思う。

会　長：　市民の方に対して、こども園がどういうものかということは、なかなか伝わりにくいと思う。こども園化するということは、１号認定・２号認定があるので、保護者にとって、自分の働き方を自由に変えることができる。働いていないから幼稚園に入れたけれども、働き出したから保育所に入れた、となると、こどもにとって環境が変わってしまう。こども園であれば、同じ環境の中で１号から２号へ、２号から１号へという取り扱いになるので、こどもたちにとっては、保育が連続しているという点でとても良いと思う。

こども園になって一番変わるのは、保育カリキュラムが少し変わることである。午前中は１号認定のお子さんがいるが、午後は

いないので、保育所とは少し変わる。しかし、そのあたりは京田辺市もきちんと理解して、保育所のカリキュラムを組みなおしていらっしゃるので、ご安心いただければと思う。市からそういった説明等をしていただければと思うが、市としては、どこかで説明の機会を設けることがあるか。

事務局：　現在のところ個別に、例えば全体説明会を開催する等の予定はしていない。行政の説明が悪いとか、分かりにくいということは、窓口を兼ねて業務を行っている部署としては耳が痛いが、丁寧な説明と分かりやすい説明をしたいともちろん思っている。毎年１０月に、４月入所に向けての願書の配布や受付を行っており、そのときに、細かくかみ砕いた説明をして、理解いただけるよう時間を費やして説明している。来所される方にはご理解いただいているかなと思うが、それ以外にも今後保育施設に入りたいと検討されている方もいると思うので、先ほどの委員のご指摘もあったとおり、情報発信を行っていきたい。また、これから保育のガイドシステムというものをホームページ上で公開する予定である。保育所に入所を希望する場合、ご家庭によって要件が異なるケースがあるため、このシステムにイエス・ノーで答えることで、電話で問い合わせをせずとも、自分にはどのような手続きが必要なのかが分かるシステムである。このような分かりやすい情報発信も行っていく予定であるため、このシステムも含めて、改めて環境整備に努めてまいりたい。

会　長：　インスタグラムでも、「こども園ってなに？」や「こども園と幼稚園と保育所の違い」のようなことを宣伝していくことも大事かなと思う。こども園が何か分からない方もたくさんいらっしゃると思うので、市民の身になって情報発信をしていてだければと思う。

　他に意見等があれば。

委　員：　草内保育園がこども園になるとかならないとかの時期に、保護者の方が大混乱で、園長先生に聞いても分からないし、どうなっているんだろうと、情報がないことが不安に繋がっていったので、早め早めに情報を伝えていっていただければと思う。

会　長：　早め早めに情報を発信して手を打っていくことで、必要のない不安を解消できる。何か一つ誤情報が発せられると、すぐに広がってしまうというようなことがあるので、市からこういうふうに正確な情報を発信してくという姿勢がとても大事だと思う。

他に質問はいかがか。

委　員：　情報発信の話で、インスタグラムをどれだけの人が認知しているのか。私は子ども・子育て会議の資料をもらったから分かったが、どこで二次元コードをかざしてアカウントにアクセスできるのか。また、今ふと思ったが、草内こども園の場合、例えば草内保育所・幼稚園に、こども園とはどういうものかを説明した二次元コードを掲示すると、保護者が理解できたり、これから統廃合を進める地域の掲示板や回覧版に二次元コードの掲載をすることで、見た人が理解できるというようなことをする必要があると思う。ただインスタで見てくださいと言っただけでは、どれだけの人に伝わるだろうと思うので、そういった努力も必要なのではないか。

冒頭で、「こどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針で、今度は再編整備計画を作成したからお願いします」だけでは、私もこどもの活動をする中で他の市等いろいろ聞いていると、このようなやり方は正直少し冷たいなと思う。こどもも保護者も色々な不安を抱えていらっしゃると思うので、市民の立場に立った情報発信をしていただけたらと思う。

事務局：　インスタグラムについては、後ほど説明させていただく予定をしているが、前回の会議において委員から、商業施設にも周知をしてはどうかとご意見をいただいた件について、商業施設への案内に加え、市内小児科等にも案内を掲示し、お子さんがおられる世代の方に広く伝わるようにインスタグラムの案内を進めているところである。

草内こども園のその他の周知方法については、「こども園っていうのはどんなところか」等の内容について、インスタグラムにおいても案内をさせていただくことに加えて、今の委員のご意見ではもっと広く回覧や、草内保育所や幼稚園に貼っておく等につ

いて、どのような方法が有効かどうかを検討させていただいて、現在幼稚園や保育所を利用いただいている保護者の方に広くお伝えできるような取り組みを検討してまいりたいと考えている。

事務局：　補足させていただく。委員のご指摘があったとおり、特に今回草内地区のお子さんたちについては当事者になる。このインスタというものだけではなく、既に在園児の保護者と直接連絡をすることが可能なツールがあるため、そのツールを用いて、定期的に今の進捗状況やこども園がどういったものか、今後引き継ぎ先となる草内こども園の方針等について、全保護者に伝わる形で、情報発信を確実に行っていく予定である。

加えて、草内地区でこれから保育施設に入ってこられる方もいらっしゃるため、草内地区の方に目に触れられる必要がある。インスタグラムも非常に有効なツールであるとは考えているが、必ずしも皆さんが使っているわけではないため、草内地区の公民館等の施設や、掲示板に貼る等の方法もあわせて検討してまいりたいと考えている。

会　長：　周知して、見てもらうことが大事である。市の方でもかなり営業努力をしてくださり、業者につなげたり、様々な取り組みをしているが、やはり確実に見たい人、情報がほしい人に情報を届けられるように考えていただければと思う。

他に意見等あれば。

委　員：　資料３の３０ページにある（２）「看護師配置」の「医療的ケア児の受け入れを含めたこども園の健康管理等のため、拠点市立幼保連携型認定こども園を中心に看護師の配置を進める」とあり、医療的ケア児、ケアが必要なお子さんがどれ位いるかによって必要な看護師人数は変わってくるかと思うが、この必要な看護師を配置できるのか。なぜ聞いているかというと、病院というのは看護基準というものがあり、基準を満たした場合に、診療報酬が一定決まるというシステムである。看護基準を満たす人員を確保できないと病院の経営が成り立たないという現状があり、看護師確保でかなり四苦八苦している現状である。そういうことを考えると、医療的ケア児のための看護師確保も容易ではないと推察する。

こども園を中心に配置されるということであるが、具体的に、各こども園に１人ずつ看護師を配置するとか、あるいは医療的ケア児がどのくらいいるかによって、弾力的に確保するとか、そのような具体的な計画があるか伺いたい。

事務局：　まず医療的ケア児については、どういった方々が保育所に入ってくるのか判明するのが、あまり早くはない。保育所・幼稚園の申し込みの段階で、医療的ケア児の保護者の方々には、まずご相談をしていただくところから始まり、いざ入所が決定した後、そこから看護師の確保という順になってくる。委員がおっしゃったように、なかなか確保ができない状況があるので、現在当市の公立のこども園２園と保育所２園については、医療的ケア児の有無にかかわらず、常駐させる形で、看護師の方を配置している。

看護師の役割については、体調不良型の病児保育という位置づけである。登園当初は元気だったけれども、保育中に体調を崩されたお子さんがいた場合に、従前であれば保育士がお迎えに来てもらうかについて判断せざるを得なかったが、看護師が専門的な知見から判断ができるため、保護者が来るまでの間、安全にお子さんを見守ることができる体調不良型の病児保育ができている状況である。そのような形の役割を担うということで、４園については、幸い看護師を確保できている状況である。

今度の草内こども園については、社会福祉法人みぎわ会が看護師を配置できる予定ということで現在進めていただいているので、現在の看護師のいる草内保育所から看護師のいない園に移ってもらうということはないように進めているところである。

委　員：　今お話しされた中で、医療的ケアが必要なお子さんの情報が入ってくることが、割とギリギリだとお話があった。一つの提案として、情報をもっている病院や、おそらく保健所も小児慢性医療の申請等で医療的ケアが必要なお子さんの情報が来ると思う。個人情報のこともあるため、一定の決まりはあるかと思うが、もし医療的ケアが必要なお子さんがこども園に入所したいというご希望があれば、ご本人が同意された情報を早く市にお伝えする等、何らかの方法を整備されると、より早いかと思うがいかがか。

事務局：　保育所への入所申込の時点で、希望された方が、医療的ケアが必要なお子さんであるかどうか分かることは、私どもも極力避けたい。そのため、現在も取り組んでいる伴走型支援と言って、妊娠をされた段階から、母子保健のサイドで担当の保健師がずっと関わっており、それぞれの世代のお子さんのフォローを行っている。

さらに、保育幼稚園課いわゆる保育部門と、定期的に会議を行い、お子さんの情報を共有して、いざというときのために備えるという取り組みを継続して行っているところである。モニタリングを行ってはいるけれども、その世帯が保育所を選択されるのか、それとも幼稚園を選択されるのか、家庭で見ると判断をされるのかについては、ご家庭で直前に判断されることがある。

そのようなことがあっても、求められたら受け入れていくということが必要になるため、先ほども別の事務局員が説明したが、極力広く保育施設に看護師を配置しておくことで、看護師がいないから受け入れができないということは避けられると考えている。

ただ医療的ケア児の中でも、どのような容体の方でも受け入れられるというわけではないため、医療的ケアという国が出しているガイドラインにあるいくつかの症状に該当する方で、かつ集団での保育が可能という主治医の意見がある、というところからスタートする。そのような条件が整っていく中で、市がどう受け入れていくかの整理をしていく必要がある。まずは看護師の配置については、市が直接雇用して配置しているケースもあれば、派遣職員という形で来ていただいている施設もある。雇用形態は別にして、看護師の方がおられないと、受け入れも進んでいかないので、まずは環境を整備しつつ、あとは具体的に受け入れられるかどうかについては、そこの世帯の方と細かく協議や相談を受けながら、適切に受け入れに繋げていきたいと考えている。

会　長：　転入の方についても同じように連携して、保健師と市の保育部門で連携していると。新しく整備されるみぎわ会の草内こども園においても、きちんと看護師を置いてくださって、医療的ケアが

必要なお子さんも受け入れることができるということである。

そのあたりについても、情報発信された方がいいのではないかなと思う。安心材料になるかなと思うので、よろしくお願いしたい。

他に質問はいかがか。

委　員：　３０ページの（４）跡地利用について、私もずっと気になっていて、幼稚園の閉園・休園した跡地の福祉施設の建物はどのように使っていかれる予定なのか。資料によると、「公共施設マネジメント推進会議等において全庁的な体制で有効活用を図ります」と書いているが、松井ケ丘に住んでいる私の知り合いが小学生等を対象に、絵本の読み聞かせを毎週水曜日にやろうとしていた。公民館を利用しようとしても、使用したい時間帯に同じ団体がずっと利用されていて、空いておらず、なかなか取れなかった。例えば、松井山手だとブランチもあるので、そういう場所を使ったらどうかと言ってもお金もかかるため、やっぱり限界があるので、公共施設でどこか使えないかなと。今すぐではないけれども、数年後は松井ケ丘幼稚園が使われなくなるのであれば、その場所を有効活用していったらどうかと思ったり、話もしたりしていた。跡地の活用について、市の方でいろいろお考えもあるかと思うが、例えば、今お子さんの居場所というのは結構問題になっているかと思うので、可能であるならそういった有効活用を何か考えていただけたらと思う。

事務局：　資料に書いてある「公共施設マネジメント推進会議」というのは、市役所の中で、全庁的に市有財産の有効活用を検討していくもので、こども未来部だけでなく、色々な部局が集って、最終的に跡地利用をどうするかを検討していくという場である。会議の中では、空いている跡地について、現存の施設をそのまま活用していくのか、あるいは更地にして何か用途変更をしていくのか、あるいは売却していくのか、色々な選択肢がある。一方で、それぞれの部局が、例えば部局の仕事をしていく時に、跡地施設を使用できるとその部局の仕事が進捗していく等、それぞれの思惑があったりする。その中で、最善の方法で有効活用していくために

はどうするのが良いのかを、その場で検討を行い、最終、会議で決定されることになる。

先ほど委員がおっしゃったようなこどもの居場所というのは、とても重要だと思っており、保育も必要だけれど、こどもの居場所づくりも同じぐらい重要だと考えている。こどもの居場所等で何か有効活用できる方法を会議の場で検討していきたいと思ってはいるが、色々な思惑が入ってくるため、最終的にどう整理されていくかについては、会議の場で定まっていくと思う。

会　長：　市民の方から、色々なアイデアを募る機会というものはあるのか。

事務局：　現在のところは、市民の方からアイデアや意見を募る場や窓口は設けていない。市の意見箱のような投書箱があるので、例えば住民の方が「こういった施設が欲しい」等の要望を不特定多数の方が出されることがある。意見を出していただいたら、担当部署が要望を把握したうえで咀嚼していくので、そのような方法を活用いただけるのも一つかと思う。

委　員：　これこそ、パブリックコメントみたいにしたらどうか。目安箱や投書箱みたいなのもあるかもしれないが、それはどこに置いているのかということと、公民館等に置かれていると、どちらかというと年配の方の利用率が高いかと思う。それこそ例えばパブリックコメントで京田辺市に住んでいる人全員から、色々なコメントを募り、それを元に、先ほど色々事情があるとおっしゃるのもわかるが、跡地活用について考える方が良いと思う。パブリックコメント自体を広く周知していくのであれば、私はフェイスブックもやっているので、フェイスブックで「こういうパブリックコメントやっていますよ」ということを広めることは可能かなと思う。この子ども・子育て会議だけではなく、恐らく京田辺市で教育関係の会議等、色々な会議があると思うので、フェイスブック等をやっている方がいらっしゃったら、周知をお願いすると、皆さん周知してくださると思う。そういうことも含めて、私はパブリックコメントを利用するのが一番いいのかなと思う。

会　長：　できるかできないかということはさておき、意見を広く聴取す

るというのは必要かなと。目安箱と言っても、どこに出していいかわからないみたいなところはあると思うので、今回パブリックコメントを行うのであれば、プラスアルファーしてもいいのかなという気もする。またいろいろとお考えいただければと思う。

会　長：　他にご意見いかがか。よろしいか。

委　員：　「なし」

（２）その他（乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）について）

事務局：＜説明資料＝資料５・資料６＞

資料５をご用意いただきたい。

乳児等通園支援事業(通称:こども誰でも通園事業)について、これまでの進捗を報告させていただく。

その前にあらためて事業の概略などを簡単に説明したい。まず事業概要については、生後６か月から満３歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず、月の一定時間を上限に保育所等を利用できる制度である。次に実施主体は市町村であるが、ただ、本事業を適切に実施できると認める者には委託することができ、その際は市町村の認可が必要となる。実施時期は令和８年４月を予定している。

これまでの進捗状況について、１点目、運営のための基準は条例で整備済みである。２点目、この事業のために国で用意されたシステムの作動環境を鋭意確認している状況である。３点目、公立・民間の保育事業者に事業の周知をしたところである。

今後は、認可に係る規則を策定し、本年１２月を目途に事業計画書を案内、認可申請を受理していく予定である。その後、来年２月に開催予定の子ども・子育て会議に諮った後、正式に事業認可することを予定している。

また、これらと並行して広報での周知、各事業者において総合システムの理解を深めていっていただく取組も進めていきたいと考えている。

資料６をご覧いただきたい。

この資料は、当該事業に係る量の見込みと確保方策を本年３月

に策定した「京田辺市こども計画」から抜粋したものである。ニーズ調査に基づいて一定推計したニーズ量であるが、ご覧のとおりニーズ量が提供量を上回っており、受け入れ枠が不足する状況である。

ただ、計画策定時においては、運営にあたる際の基準も国から明確に示されなかったこともあり、この事業に参入してくる事業者がどの程度存在するか、把握が困難だったため、公立施設での実施を前提に算出したところである。

初めて実施する事業であるため、まずはスタートさせ、運営実績を積み重ねて提供量の精度を上げつつ、こども計画の中間見直し時点であらためて整理していきたく考えている。

説明は、以上である。

会　長：　ただいまの説明について、質問はあるか。

委　員：　保育所には、年齢に応じた保育士の配置基準があると思うが、この事業を利用される方を見込んだ保育士を準備して、お子さんを受け入れるという理解でよいか。

事務局：　まず、この事業を実施するにあたり、事業類型が二つある。余裕活用型と一般活用型の二種類あり、どちらかを選択することになっている。余裕活用型というのは、すでにクラスを運営している状況の中で、例えば定員が２０名のクラスがあり、そこで受け入れているお子さんが１５名だとしたら、定員との差が５名ある。その５名を活用して、お子さんを受け入れて、こども誰でも通園事業を行うというのが余裕活用型である。それ以外の手法で行う場合は全て一般型ということになる。

余裕活用型であると、元々クラス運営をしているため、既にその保育所に必要な基準で保育士が配置されており、空いている枠のみで受け入れるということになる。

一般活用型で行うならば、この事業のために専任の保育士を必ず１人以上配置して、運営していくということになる。負担も大きく、専門職の確保がしづらい中で、一般型を選択することはなかなか難しいと思う。

受入れ人数や、受入れ時間については、上限はあるが、各事業

所に任されている。その上限のなかで各事業所の需要に応じた受入れを進めていただくことになるため、事業者によっては、受け入れるお子さんが多い事業者もあれば、少ない数で受け入れていく事業所もあると思う。

こども誰でも通園事業は、保育所を利用されていないお子さんに保育を提供するという国が立ち上げた制度であり、京田辺市の場合は保育施設にあまり余裕がないので、大々的に宣伝していくことは心苦しい。わずかな人数かもしれないが、民間事業者の参入を促しつつ、４月のスタートに繋げていきたいと考えている。

会　長：　他に、他の委員の方々から、何かご質問いかがか。

委　員：　宇治市でも、こども誰でも通園事業を先行開始していると聞いているが、一時預かりと、この事業との区別化というのはどのように考えられているのか。現在、保育所と支援センターで一時預かりをされているが、よく似ている事業というところで、宇治市の場合は、例えば水曜日は一時預かりをしないで、その水曜日の間にこども誰でも通園事業をされている。その辺りの、使い方の違いのところを教えていただきたい。

事務局：　京田辺市も、宇治市と同じような状況になるかと思う。宇治市の場合は、一時保育の事業を展開していく中で、こども誰でも通園事業とは曜日のすみ分けをされていると理解した。本市の場合も、曜日のすみ分けという予定はないが、同じような構造で行う。公立の場合は、一時保育事業を活用するしか受け入れ枠がないため、月曜日から週末までの午前中だけをこども誰でも通園事業として受け入れを進めていこうかと考えているところである。

あとは、民間事業者の方がどの程度参加するかという点が鍵になると思うので、引き続き事業の周知には努めてまいり、少しでも多くの民間事業者に参加していただけるよう案内をしてまいる。

会　長：　他に何かあるか。よろしいか。

委　員：　「なし」

（２）その他（情報発信強化事業について）

事務局：　＜説明資料＝資料７＞

情報発信強化事業のインスタグラムの案内をさせていただく。

既に議題にあげていただいているが、前回の子ども・子育て会議にてお伝えしていたように、１０月１日から市こども未来部公式「はぐはぐ★子育て応援」インスタグラムアカウントを開設した。子育てを応援する事業や制度の紹介、子育て・こどものイベント情報、遊び場スポット、離乳食の紹介等を投稿している。資料７の裏面に、１～２週間前の情報ではあるが、インスタグラムの様子を載せており、このような形でインスタグラムの投稿を行っている。よろしければ、委員のみなさまもフォローやいいねをよろしくお願いしたい。

事務局：　私からも少し補足させていただく。

先ほども触れさせていただいたが、「市民のみなさまへの周知」について、現在、市広報紙に掲載したことに加え、窓口にお越しいただいた方、市の施設を利用いただいている方、母子保健の健診を受けに来られた方などに、目に留まるようにポスターを掲示して案内をしている。

また、一定、投稿も貯まってきたため、前回の会議で委員からご提案をいただいた市内の商業施設、小児科への案内を最近始めたところである。加えて、先日１１月２日の「タナフェス」では、たくさんのご来場が見込まれるイベントであることから、飲食コーナーの机、すべてにポスターを貼り、ＰＲをしたところである。少しずつではあるが、着実にフォロワーが増えていっているところである。また、「タナフェス」の際に、観光大使の大倉士門さんからインスタを紹介するメッセージ動画も撮影したため、近日中に配信を予定している。ＪＲ京田辺駅の改札前に、大倉士門さんのＡ１サイズのポスターを作成して、掲示も行っているところである。またご覧いただければと思う。

こういった取り組みから発信力を強めていき、このインスタグラムが子育て支援施策の情報発信のツールとして、定着するよう引き続き取り組んで参りたいと考えているため、委員の皆様におかれても、ご協力のほど、よろしくお願いしたい。

以上である。

会　長：　ただいまの説明について、ご質問はいかがか。

「こういったところに発信していったらいいよ」や「こういうやり方があるよ」等何かアイデアはあるか。

このフォロワー数が２２１件ということだが、私はインスタグラムを利用していないため全然分からないが、２か月ほどで数が伸びていると判断できるか。

委　員：　フォロワー数は、伸びているかと思う。

一つだけ案があり、資料の中で「コメントやＤＭはお応えできません」という記載をされていると思う。私もインスタをよく活用しており、インスタを見る中で、どのアカウントも質問フォームの設置をされている。例えばお店がインスタを活用していた際に、「お店の場所がわからない」や、「営業時間をもっとわかりやすく」というご意見があったときに、インスタにはハイライトという設定があり、ハイライトで、質問に答えることができる質問フォームを利用すると、全員に発信ができる。そういう機能を活用していくと、よりニーズに応えられると思う。

事務局：　質問やコメント、ＤＭの関係については、市でもどのようにスタートさせようかと大変迷いながら始めたところである。現在は、ご質問を受けられない状態になっており、やはり対応できる体制がとれないとご質問を受けることは難しいと判断し、まずは情報の発信を始める、という形でスタートさせていただいた。いま、ご意見いただいたのでまた改めて検討させていただく。

会　長：　徐々にね。そうすると、双方向のコミュニケーションを取ることができ、よりニーズに応えられるということがあるかなと思う。

他にご意見はいかがか。

委　員：　「なし」

会　長：　その他事務局からの協議事項はあるか。

事務局：　「なし」

会　長：　それでは、全ての議事が終わったため、進行を事務局にお返しする。

5　閉会

事務局：　次回の会議は、令和８年２月２４日火曜日午前中の開催を予定している。決定次第お知らせする。

本日の議事はすべて終了した。これで、令和７年度第２回京田辺市子ども・子育て会議を閉会する。